第89期
定時株主総会招集ご通知

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時

場　所

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡
８階　彩雲の間

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　剰余金の処分の件
第3号議案　取締役８名選任の件
第4号議案　補欠監査役１名選任の件
第5号議案　役員賞与支給の件

議決権行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後5時30分まで

日本乾溜工業株式会社

証券コード：1771

CONTENTS

■第89期定時株主総会招集ご通知…… 1
■株主総会参考書類 …… 5
■事業報告 …… 26
■連結計算書類 …… 46
■計算書類 …… 50
■監査報告書 …… 54

株 主 各 位

証券コード　1771
2026年12月3日
（電子提供措置の開始日　2026年11月26日）

福岡市東区馬出一丁目11番11号
日本乾溜工業株式会社
代表取締役
社 長 CEO　兼 田 智 仁

第89期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第89期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.kanryu.co.jp/ir/stock/index.html#meeting

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

福岡証券取引所ウェブサイト
https://www.fse.or.jp/listed/search.php

（上記の福証ウェブサイトにアクセスいただく場合は、「銘柄名」に「日本乾溜工業」または「コード」に当社証券コード「1771」を入力・検索し、「詳細情報」を選択の上、「上場会社詳細情報」にある「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。）

なお、当日の出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年12月17日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】
　３頁から４頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧の上、上記の行使期限までに当社の指定するサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡　８階　彩雲の間

3. 会議の目的事項

報 告 事 項
1. 第89期（自2025年10月１日　至2026年９月30日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（自2025年10月１日　至2026年９月30日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　剰余金の処分の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　役員賞与支給の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎　電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



開催日時 **2026年12月18日（金曜日）**
午前10時（受付開始午前９時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2026年12月17日（木曜日）午後５時30分まで**

パーソナルコンピュータやスマートフォンから当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。
なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、次頁に記載のお問合せ先にご照会ください。

スマートフォンをご利用の株主様	スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。 詳細は次頁をご覧ください。

郵送による議決権行使



行使期限 **2026年12月17日（木曜日）午後５時30分到着分まで**

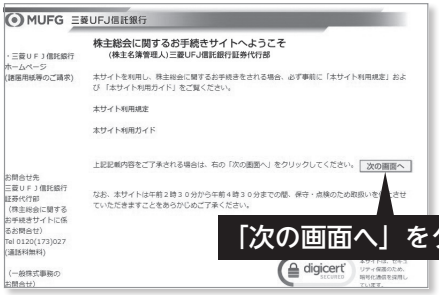
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

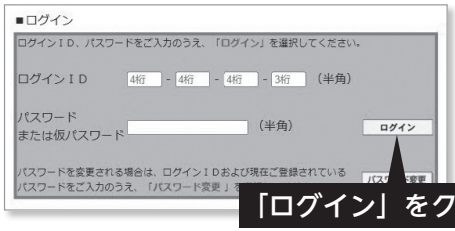
議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

二次元コード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記二次元コードを利用してアクセスすることも可能です。

① 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要 になりました。



議決権行使書副票（右側）

❗ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる
議決権行使についてのお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
0120-173-027
通話料無料　受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　商号の変更

当社は、創業以来培ってきた技術と経験を基盤として事業領域を拡大し、現在では、交通安全施設工事をはじめとする建設事業に加え、防災用品、安全衛生保護具等を取り扱う防災安全事業を展開しております。

一方、現商号である「日本乾溜工業株式会社」は創業時のピッチコークス製造に由来するものですが、この祖業である化学品事業は令和4年に事業譲渡いたしましたので、現在の当社の事業実態や将来目指す企業像を十分に表すものではなくなっており、従前より商号の変更を検討してまいりました。

このような状況を踏まえ、これまでお客様やお取引先をはじめとする多くのステークホルダーの皆様に「カンリュウ」の呼称が親しまれていること、また、これまで培ってきた実績と信頼を継承するとともに、そのブランド価値をより一層高めるため、商号を「株式会社KANRYU」に変更したく現行定款第１条（商号）の変更をお願いするものであります。

新たな商号のもと、建設及び防災安全事業分野における技術、ノウハウ、ネットワークをさらに発展・深化させ、社会や地域の安心・安全に幅広く貢献する「総合防災・減災企業」を目指してまいります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け令和9年４月１日とし、効力発生日の経過をもって削除するものといたします。

(2)　事業目的の変更

当社及び当社グループの今後の多様な事業展開に備えるとともに、現在の事業・業態と事業目的の整合性を図るべく、従前より定款変更を検討してまいりました。現行定款第２条（目的）を後記のとおり変更し事業目的の追加及び削除を行うものであります。

(3)　優先株式の廃止

当社は、本年７月に優先株式の消却を完了いたしました。これに伴い、当該優先株式に係る定款規定を廃止し、現行定款第６条（発行可能株式総数と種類）、第８条（単元株式数）を変更するとともに、優先株式及び種類株主総会に関する規定（第13条から第13条の11、第20条の２及び第20条の３）を削除するものであります。

(4)　決算期（事業年度末日）の変更

当社は、株式会社麻生を親会社とする麻生グループの一員となりました。親会社と決算期を合わせ、グループ一体となった経営情報の迅速な把握及び連結決算の効率化、ひいては経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を、現在の毎年10月１日から翌年９月30日までから、毎年４月１日から翌年３月31日までへと変更したく存じます。この変更に伴い、現行定款第49条を変更すると共に、変更の影響を受ける現行定款第14条（株主総会招集）及び第51条（中間配当金）も併せて変更するものであります。また、事業年度の変更に伴い第90期事業年度は、令和8年10月１日から令和9年３月31日までの６ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(5)　取締役の員数の変更

経営体制の強化のため、取締役の員数を現在の３名以上７名以内から３名以上８名以内に変更したく現行定款第21条（取締役の員数）を変更するものであります。

(6)　その他、条文の削除に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を実施するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条　当会社は、日本乾溜工業株式会社と称し、英文ではＮＩＰＰＯＮ　ＫＡＮＲＹＵ　ＩＮＤＵＳＴＲＹ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ＫＡＮＲＹＵと称し、英文ではＫＡＮＲＹＵ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.（条文省略） 14. 各種ゴム強化剤の製造、販売 15. タール製品の製造、販売 16. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 17. エクステリア用品・造園園芸用品の販売 （新設） 18. 前各号に附帯する一切の事業	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.（現行どおり） （削除） （削除） 14. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 15. エクステリア用品・造園園芸用品の販売 16. 建設・土木用機械器具等、防災関連用品のレンタル・リース事業 17. 前各号に附帯する一切の事業
第３条～第５条　（条文省略）	第３条～第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数と種類） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とし、このうち18,000,000株を普通株式、2,000,000株を優先株式とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、普通株式、優先株式それぞれにつき100株とする。 ２．株主は、１単元の普通株式につき１議決権を有し、優先株式については議決権を有しない。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２．株主は、１単元につき１議決権を有する。

現行	変更案
第９条～第12条　（条文省略） （優先株式への期末配当金） 第13条　当会社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、１事業年度につき優先株式1株あたり50円を上限として次項に定める方法により算定された額の剰余金の配当（以下「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。 　ただし、当該事業年度において、第13条の４に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。 ２．優先期末配当金は、以下の算式に従い算定される額とする。ただし、優先期末配当金は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 　優先期末配当金＝500円×（日本円TIBOR＋1.50%） 　この場合、「日本円TIBOR」とは、毎年10月１日（以下「優先配当算出基準日」という。）午前11時現在における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までに各事業年度について適用される。	第９条～第12条　（現行どおり） （削除）

現行	変更案
ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）午後３時を基準時刻とする東京ターム物リスク・フリー・レート６ヶ月物として株式会社QUICKベンチマークスによって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。	
（優先配当に関する非累積条項） 第13条の２　優先株式に対する優先期末配当金が、当該事業年度において第13条の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。	（削除）
（優先配当に関する非参加条項） 第13条の３　優先株式に対しては、第13条に規定する優先期末配当金の額を超えては剰余金の配当を行わない。	（削除）
（優先株式への中間配当） 第13条の４　当会社は、第51条に定める剰余金の配当をするときは、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先期末配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）の配当を必ず行う。 ２．優先株式に対しては、前項の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。	（削除）

現行	変更案
（優先株式への残余財産分配） 第13条の５　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につきその発行価額相当額までの金額を分配する。 ２．優先株式に対しては、前項の金額を超えては残余財産の分配を行わない。	（削除）
（優先株式の取得請求と金銭の交付） 第13条の６　優先株主は、平成21年10月１日以降、毎年１月１日から１月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当会社に対して、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の２分の1に相当する金額を上限として、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当会社は取得請求可能期間満了の日から１ヶ月以内に、金銭を交付する。 ２．取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の２分の１を超える場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。	（削除）
（優先株式の合意による取得・消却） 第13条の７　当会社は、いつでも法令の定めるところにしたがって優先株主との合意により、分配可能額を上限として、優先株式を有償で取得することができる。 ２．当会社は、取得した優先株式を取締役会決議によって消却することができる。	（削除）

現行	変更案
（優先株式の取得請求と普通株式の交付） 第13条の８　優先株主は、平成20年４月１日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、取得請求に係る優先株式の発行価額の総額を第13条の９に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては１株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。	（削除）
（基準価額） 第13条の９　第13条の８の取得請求が平成20年４月１日から平成21年３月31日までの間に行われた場合、138円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。第13条の８の取得請求が平成21年４月１日以降に行われた場合については、毎年４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を、同年４月１日より翌年３月31日までの１年間に取得請求する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の30％を下回ったときは当初基準価額の30％を、基準価額とする。	（削除）

現行	変更案
（基準価額の調整） 第13条の10　優先株式の発行後に、次に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「基準価額調整式」という。）により基準価額を調整する。 $\frac{\text{調整後基準価額}}{\text{調整前基準価額}} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数＋新規発行普通株式数}}$ ａ　基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む） ｂ　株式の分割により普通株式を発行する場合 ｃ　基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権を発行する場合又は基準価額調整式を使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付する内容の取得請求権付株式を発行する場合 ２．前項ａからｃに掲げる場合の他、合併、資本の減少又は普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。 ３．基準価額調整式に使用する１株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。	（削除）

現行	変更案
４．基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後基準価額を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。	
（優先株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等） 第13条の11　当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合又は分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。 ２．当会社は、優先株主に対しては募集株式又は募集新株予約権もしくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権無償割当てを行わない。	（削除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第14条　当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	（招集） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
第15条～第20条　（条文省略）	第14条～第19条　（現行どおり）
（種類株主総会への準用） 第20条の２　第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ２．第15条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。 ３．第18条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議について、第18条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。	（削除）

現行	変更案
（種類株主総会） 第20条の３　法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。 剰余金の配当、中間配当、自己の株式の取得（優先株主による取得請求権の行使及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式取得請求権に応じた買取、会社法第234条第４項に基づく１株に満たない端数の買取及び同法第197条第３項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない。）、資本又は準備金の減少に伴う払い戻し（以下あわせて「剰余金の分配等」という。）の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が10億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。	（削除）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第21条　当会社の取締役は、３名以上７名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は、３名以上8名以内とする。
第22条～第33条　（条文省略）	第21条～第32条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第34条～第44条　（条文省略）	第33条～第43条　（現行どおり）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第45条～第48条　（条文省略）	第44条～第47条　（現行どおり）

現行	変更案
第７章　計　　算	第７章　計　　算
（事業年度） 第49条　当会社の事業年度は、毎年10月１日から翌年９月30日までとする。	（事業年度） 第48条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
第50条　（条文省略）	第49条　（現行どおり）
（中間配当金） 第51条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	（中間配当金） 第50条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。
第52条　（条文省略）	第51条　（現行どおり）
（新設）	附則 （商号の変更に関する効力発生日） 第１条　第１条の変更は、令和９年４月１日をもってその効力を生じるものとする。 ２．本条は、前項の効力発生日の経過後にこれを削除する。 （事業年度の変更に関する経過措置） 第２条　第48条にかかわらず、第90期の事業年度は、令和８年10月１日から令和９年３月31日までの６ヶ月間とする。 ２．本条は、令和９年３月31日の経過後にこれを削除する。

第２号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しており、株式配当につきましては、2026年10月1日から当面10年を経過する時点までは、連結配当性向65％を配当方針としております。

この方針の下、当期の期末配当につきましては、普通株式１株当たりの配当を38円00銭とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき38円00銭
　　総額 411,518,948円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年12月21日

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。また、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数の上限が8名となります。

つきましては、経営体制強化のため取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	光石昌弘（みついしまさひろ） (1971年2月26日生) 新任	1994年４月　当社入社 2013年10月　当社佐賀支店長 2017年10月　当社建設事業部西ブロック長、佐賀支店長 2022年４月　当社執行役員、建設事業本部副本部長 エリア営業統括部長、広域工事部長 2024年10月　当社執行役員、経営管理本部副本部長 ＳＳＣ事業部長、総務人事部長 2025年４月　株式会社ニチボー代表取締役社長 2025年10月　当社執行役員、福岡エリア長 株式会社ニチボー代表取締役社長 2026年４月　当社常務執行役員、営業部門長COO（現任） 現在に至る	3,200株
	(取締役候補者とした理由) 光石昌弘氏は、長年にわたり当社の主力事業である建設事業に従事し、当該事業について豊富な経験と知見を有しています。2022年4月からは執行役員として建設事業のみならず、経営管理本部副本部長、グループ会社株式会社ニチボーの代表取締役社長を歴任し、2026年4月からは常務執行役員としてＣＯＯの要職を務めています。今後、当社グループの更なる成長と企業価値向上の実現のために必要かつ適切な人物と判断し、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2	濵田雄幸（はまだゆうこう） (1971年7月28日生) 再任	1994年 4 月　当社入社 2016年 10月　当社経営企画部長 2019年 7 月　当社経営管理本部部長・経営企画部長 2022年 10月　当社執行役員 経営管理本部部長・経営企画部長 2024年 4 月　当社執行役員 Southブロック長・鹿児島支店長 2024年 10月　当社執行役員 建設事業本部長・Southブロック長 2024年 12月　当社取締役建設事業本部長・ Southブロック長 2025年 10月　当社取締役経営管理本部長・経営企画部長 2026年 4 月　当社取締役、管理部門長CFO（現任） 現在に至る	8,500株
	(取締役候補者とした理由) 濵田雄幸氏は、当社において長年、財務経理・人事・経営企画の実務担当者として経験を積み、2022年10月から経営企画担当執行役員として、また、2024年12月に新たに取締役に就任し中期経営計画の策定を主導、2026年4月に管理部門長CFOに就任し、当社の企業価値向上に貢献しております。当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>平　井（ひらい）　崇（たかし）
(1969年5月10日生)
新　任</td><td>1992年 4 月　株式会社福岡銀行入行
2015年 10月　同行融資統括部副部長
2019年 10月　同行北九州営業部副部長
2021年 4 月　同行融資統括部長
2024年 4 月　ふくおか債権回収株式会社出向
2024年 6 月　同社取締役
2026年 4 月　当社入社顧問（現任）
現在に至る</td><td>一株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
平井崇氏は、長年にわたり株式会社福岡銀行において支店営業からリスクマネジメント等本部業務まで幅広く銀行業務に従事し、地場大手企業で培った豊富な経験と見識を有しています。
当社グループの更なる成長の実現に向けたガバナンスの強化、リスク管理等に、同氏のこれまでに培った豊富な経験と知見を活かしていただけるものと期待し、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>羽根田（はねだ）　哲次（てつじ）
(1972年5月6日生)
新　任</td><td>1996年 6 月　当社入社
2019年 10月　当社鹿児島支店長
2021年 10月　当社南九州ブロック長　鹿児島支店長
2023年 10月　当社執行役員
Southブロック長　鹿児島支店長
2024年 4 月　当社執行役員　経営管理本部部長
経営企画部長　ＤＸソリューション室長
2024年 10月　当社執行役員　経営管理本部副本部長
経営企画部長　ＤＸソリューション室長
2025年 10月　当社常務執行役員　建設事業本部長
2026年 4 月　当社常務執行役員
南部九州本部長・南九州エリア長
11月　当社常務執行役員　南部九州本部長（現任）
現在に至る</td><td>100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
羽根田哲次氏は、長年にわたり当社の主力事業である建設事業に従事し、当該事業について豊富な経験と知見を有しています。2023年10月からは執行役員として建設事業のみならず、経営企画部長として経営管理本部を牽引し、2025年10月からは常務執行役員として建設事業本部長等の要職を務めています。今後、当社グループの更なる成長と企業価値向上の実現のために必要かつ適切な人物と判断し、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
5	富田圭一（とみた けいいち） (1973年3月10日生) 新任	1996年 4 月　当社入社 2016年 10月　当社熊本支店長 2021年 12月　株式会社大邦興産代表取締役社長 2022年 10月　当社中九州ブロック長 2023年 10月　当社執行役員 C･M･X事業部長、戦略推進室長 2024年 4 月　当社執行役員　C･M･X事業部長 戦略推進室長　エリア営業推進室長 2024年 10月　当社執行役員　建設事業本部副本部長 C･M･X事業部長 2025年 9 月　当社執行役員、関西支店長 2026年 4 月　当社常務執行役員、北部九州本部長（現任） 現在に至る	300株
	(取締役候補者とした理由) 冨田圭一氏は、長年にわたり当社の主力事業である建設事業に従事し、当該事業について豊富な経験と知見を有しています。2021年にはグループ会社大邦興産の代表取締役社長として経営を担い、2023年10月からは執行役員としてC･M･X事業部長等として建設事業の改革を牽引、また関西支店の新設に従事し、2026年4月からは常務執行役員として北部九州本部長の要職を務めています。今後、当社グループの更なる成長と企業価値向上の実現のために必要かつ適切な人物と判断し、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
6	麻生 巌（あそう いわお） (1974年7月17日生) 新任	1997年 4 月　株式会社日本長期信用銀行 （現・株式会社SBI 新生銀行）入社 2000年 6 月　麻生セメント株式会社（現・株式会社麻生） 監査役 2001年 6 月　同社 取締役 2001年 8 月　麻生セメント株式会社 取締役 2005年 12月　株式会社ドワンゴ 社外取締役 2006年 6 月　株式会社麻生 代表取締役専務取締役 2008年 10月　同社 代表取締役副社長 2010年 6 月　同社 代表取締役社長（現任） 2014年 6 月　日特建設株式会社 社外取締役 2014年 10月　株式会社KADOKAWA･DWANGO （現・株式会社KADOKAWA）社外取締役 2015年 12月　株式会社アイレップ （現・株式会社Hakuhodo DY ONE） 社外取締役 2016年 1 月　麻生セメント株式会社 代表取締役社長 2016年 10月　D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社（現・株式会社Hakuhodo DY ONE） 社外取締役 2017年 6 月　都築電気株式会社 社外取締役 2018年 10月　日特建設株式会社 取締役（現任） 2021年 6 月　東都水産株式会社 社外取締役 2022年 6 月　大豊建設株式会社 取締役（現任） 2024年 1 月　麻生セメント株式会社 取締役（現任） 2024年 6 月　住石ホールディングス株式会社 取締役 （現任） 2025年 6 月　東都水産株式会社 非常勤取締役（現任） 2026年 6 月　若築建設株式会社 取締役（現任） 現在に至る	―株
	(取締役候補者とした理由) 麻生巌氏は、経営者として豊富な経験を有しており、当社経営全般において、これらの経験と知見を活かしていただくことで、取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
7	松田豊彦（まつだとよひこ） (1957年2月24日生) 再任 社外取締役 独立役員	1980年 4 月　伊藤忠商事株式会社入社 2009年 4 月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社入社関連事業部長 2016年 4 月　同社取締役兼執行役員ＣＦＯ経営管理本部長 2017年 4 月　伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 取締役専務執行役員 経営企画・人事総務本部長 2020年 6 月　日本製罐株式会社監査役 2021年 6 月　同社代表取締役社長 2024年 10月　マツダ・エグゼクティブ・パートナーズ株式会社取締役（現任） 2025年 12月　当社社外取締役（現任） 現在に至る	一株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要) 松田豊彦氏は、伊藤忠商事株式会社、並びにグループ会社等において経営企画部門の執行役員や取締役、ＣＦＯ等を歴任しております。また、2025年12月に新たに当社社外取締役に就任し、当社の企業価値向上に貢献しております。当社グループの更なるガバナンス強化、成長戦略の企画等に、同氏のこれまでに培った豊富な経験と知見を活かしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
8	冨川 清（とみかわ きよし） （1960年8月28日） 新任 社外取締役 独立役員	1983年 4月　丸紅株式会社入社 2001年 10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社入社 2017年 4月　同社執行役員　鋼管本部長 2020年 4月　同社常務執行役員　アジア・大洋州支配人 2022年 4月　株式会社協成代表取締役社長 2025年 4月　同社 顧問 現在に至る	一株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要） 冨川清氏は、丸紅株式会社及び伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において海外5か国での駐在経験を有し、鉄鋼製品のグローバルトレード及びプロジェクト案件の推進、並びに海外現地法人の経営を含めたグローバルマネジメントに携わってまいりました。 また、株式会社協成では代表取締役社長として、経営戦略の立案・実行、R&Dの強化、品質管理の徹底、安全・環境意識の向上、ガバナンス強化、人材育成等に注力し、企業価値向上に取り組んでまいりました。 今後、当社グループの更なる成長と企業価値向上の実現のために、同氏のこれまで培った豊富な経験と知見を活かしていただけるものと期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田豊彦、冨川清の両氏は、社外取締役候補者であります
3. 麻生巖氏は、当社の親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
4. 松田豊彦氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
5. 当社は、松田豊彦氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とします。
また、冨川清氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりであります。取締役候補者が選任され、就任した場合は当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、松田豊彦氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
また、冨川清氏が、社外取締役に選任された場合、同氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
池田（いけだ）早織（さおり） (1983年６月８日生)	2010年12月　福岡県弁護士会登録 2011年１月　徳永・松﨑・斉藤法律事務所入所 2017年10月　西南学院大学非常勤講師 2021年４月　徳永・松﨑・斉藤法律事務所パートナー弁護士（現任） 2024年５月　株式会社きょくとう社外取締役（現任） 2024年６月　大石産業株式会社社外取締役（現任） 2025年８月　福岡県教育委員会委員（現任） 現在に至る	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 池田早織氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、高い専門的な知見を有しており、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 補欠の監査役候補者　池田早織氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は、徳永・松﨑・斉藤法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は、同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

2. 池田早織氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、池田早織氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は古賀早織氏であります。

3. 当社は、本議案が原案どおり承認され、また、池田早織氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりであります。同氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。

5. 当社は補欠の社外監査役候補者池田早織氏が監査役に就任した場合には、同氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役２名）及び監査役３名に対し、役員賞与として、支給総額21,534,000円（取締役分20,484,000円（うち社外取締役分750,000円）、監査役分1,050,000円）を支給することといたしたいと存じます。

本議案は、当事業年度の業績、各取締役の実績等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

以　上

事業報告（自2025年10月 1 日 至2026年 9 月30日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が続きました。一方で、中東情勢の影響や自然災害等による景気の下振れリスクに留意する必要があるほか、物価の緩やかな上昇が続くなど、先行きについては依然として不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画の基本コンセプトとしております人材への投資、生産性アップ、付加価値の向上に向けた各施策に取り組んでまいりました。当社グループの連結業績につきましては、売上高は194億16百万円（前期比10.4％増、18億22百万円増）となりました。

利益面につきましては、人材確保を目的とした賃上げに伴う人件費の増加や資本施策に関連する一時的なアドバイザリー費用等の発生により、販売費及び一般管理費が増加したものの、営業利益は７億40百万円（前期比6.2％増、43百万円増）、経常利益は８億12百万円（同6.1％増、46百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は６億20百万円（同17.5％増、92百万円増）となりました。

〔建設事業〕

建設事業における工事につきましては、新たに連結対象となったグループ会社の業績寄与により防護柵をはじめとする交通安全施設工事が増加したことに加え、防災・減災及び国土強靭化の進展を背景に法面関連工事が堅調に推移したことから、完成工事高は前期を上回りました。

また、建設工事関連資材の販売につきましては、盛土補強材及び防護柵資材の販売が増加したことから、商品売上高は前期を上回りました。

以上の結果、建設事業の売上高は165億56百万円（前期比12.3％増、18億10百万円増）となりました。

なお、当社グループの建設事業の工事における当期の受注高・完成工事高及び次期繰越高は、下記のとおりであります。

（単位：百万円）

	前期繰越高	受注高	完成工事高	次期繰越高
2025年９月期	2,561	10,389	9,462	3,488
2026年９月期	3,488	10,114	10,340	3,261

〔防災安全事業〕

防災安全事業につきましては、前期に発生した鳥インフルエンザ対応に伴う感染症対策用品の特需の反動により、感染症対策用品の販売は減少しましたが、官公庁における災害対策用の防災用備蓄品及び熱中症対策用品の販売が拡大したことから、商品売上高は前期を上回りました。

以上の結果、防災安全事業の売上高は28億60百万円（前期比0.4％増、11百万円増）となりました。

〔事業別売上高〕

区分＼期別	前期（自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）		当期（自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）		前期比増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
建設事業	14,745,476千円	83.8％	16,556,042千円	85.3％	12.3％
防災安全事業	2,848,958	16.2	2,860,849	14.7	0.4
合計	17,594,435	100.0	19,416,892	100.0	10.4

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資については、特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達については、　2026年5月21日に第三者割当てによる新株式を発行し、これにより6,060百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、賃上げの広がりや設備投資の持続などにより緩やかな回復が見込まれる一方で国際情勢の緊迫化や資源・エネルギー価格の高止まり、為替変動等による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主力とする建設業界におきましては、公共投資が堅調に推移する中、防災・減災、国土強靱化対策、老朽化した社会インフラの更新・維持管理など、中長期的な建設需要は底堅く推移することが見込まれ、これらの分野への継続的な投資が期待されております。一方で、建設資材価格の高騰や労務費の上昇、建設技能労働者の不足に加え、働き方改革への対応や生産性向上への取り組みが一層求められるなど、事業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、人材の確保・育成や生産性の向上、収益力の強化を重要な経営課題と認識しております。グループビジョンである「地域の安全に貢献し、進化し続けることでお客様の信頼に応える」の実現に向け、人材への投資、生産性の向上及び付加価値の向上を軸に、次のとおり持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

1．人材への投資と働き方改革の推進

持続的な成長を支える人材の確保・育成を経営上の重要課題と位置付け、採用競争力の強化、従業員の処遇改善及び働きやすい職場環境の整備を進めております。採用面では、新卒初任給の引き上げなど人材確保に向けた施策を実施するとともに、人材育成室を中心とした階層別研修、資格取得支援等を通じて、次世代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

2．生産性向上と業務改革の推進

建設労働者不足や労務費上昇等の構造的な課題に対応するため、デジタル技術やICTを積極的に活用し、工事管理、原価管理及び社内業務の効率化を進めております。工事現場における進捗・原価の可視化やi-Constructionへの対応に加え、グループ全体での情報・データ連携、業務の標準化、事業・管理面双方におけるAI活用による効率化を進めることで、生産性及び品質の向上を図っております。今後もAIを含むデジタル技術の活用範囲を拡大するため、第90期より新設したデジタルイノベーション部において、グループ全体の生産性向上を推進してまいります。

3．事業拡大とグループシナジーの創出

当社グループは、これまで実施してきたM&Aや営業エリアの拡大を通じて、交通安全施設工事をはじめとする建設事業及び防災安全事業の事業基盤強化を進めております。西部保安グループの施工力で北部九州における施工体制を強化するとともに、大正工業株式会社及び関西拠点を活用し、関西地区における建設・防災・環境関連事業の拡大に取り組んでおります。さらに、2026年5月には株式会社麻生との資本業務提携契約を締結し、新たな成長ステージに向けた経営基盤を構築いたしました。今後は、麻生グループが有する経営基盤、ネットワーク及び経営資源と当社グループが有する防災・減災、インフラメンテナンス等の技術・ノウハウを相互に活用し、営業基盤の拡大及び経営資源の有効活用を図ってまいります。今後も既存事業の収益力向上に加え、地域及び事業シナジー、新領域への進出を重視した戦略的な投資・M&Aを推進することで、付加価値の向上に取り組むと共に、事業ポートフォリオの拡充と安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

4．環境・社会課題への取り組み（サステナビリティ経営の推進）

当社グループは、「環境にやさしく安全な社会の創造に向けてあくなき挑戦を続ける。」という経営理念のもと、社会インフラの安全確保や防災・減災、環境負荷低減など、社会課題の解決につながる事業・製品の開発を推進しております。竹資源を活用した自社開発製品「かぐやロード」の普及拡大に加え、2026年7月には再生資源である鉄鋼スラグを活用した竹短繊維入り再生資源型防草土「雑草アタックZ」の販売を開始するなど、資源循環や環境負荷低減につながる新たな製品開発にも取り組んでおります。また、自然災害が激甚化・頻発化する中、建設事業と防災安全事業の双方を有する当社グループの強みを活かし、平時のインフラ整備から災害への備え、発災時の対応、復旧・復興までを幅広く支える「総合防災・減災企業」への進化を目指してまいります。

株主の皆様をはじめ、お取引先様の更なるご支援が得られますよう、役職員一同、誠心誠意努力してまいります。今後ともなお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第86期 2023年９月期	第87期 2024年９月期	第88期 2025年９月期	第89期 (当連結会計年度) 2026年９月期
売上高	16,894,755	17,545,856	17,594,435	19,416,892
経常利益	1,002,748	928,479	765,582	812,286
親会社株主に帰属する当期純利益	743,963	688,502	528,078	620,229
１株当たり当期純利益	146円34銭	134円86銭	101円69銭	87円39銭
総資産	13,438,990	13,927,535	14,326,367	14,292,780
純資産	8,607,916	9,117,052	9,520,247	9,751,092

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第89期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第86期 2023年９月期	第87期 2024年９月期	第88期 2025年９月期	第89期 (当事業年度) 2026年９月期
売上高	13,719,053	13,642,953	13,550,442	14,282,706
経常利益	856,518	625,594	718,834	372,316
当期純利益	736,192	576,651	627,234	430,398
１株当たり当期純利益	144円78銭	112円29銭	121円69銭	60円65銭
総資産	12,275,290	12,497,854	12,932,982	12,431,820
純資産	8,070,829	8,452,728	8,953,874	8,944,279

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会　社　名	資本金（千円）	出資比率（%）	主要な事業内容
株　式　会　社　麻　生	3,580,000	50.1	医療関連事業 不動産事業

(注) 1. 当社は、株式会社麻生との間で、企業価値の更なる向上を実現することを目的として、資本業務提携契約(以下、本契約)を締結しております。本契約において、当社は、当社株式の福岡証券取引所市場への上場を維持する方針、ならびに上場会社としての当社の経営の独立性を尊重する方針について両社間で合意しております。また、本契約に基づき、クロージング日以降開催される当社定時株主総会において、株式会社麻生から取締役を1名受け入れる予定であると共に、2026年以降を基準日とする剰余金の配当について、2026年10月1日から当面10年を経過する時点までは、配当性向を連結当期純利益に対して65%とすることにより当社の適正な資本構成を目指すことに合意しております。

2. 当社は、親会社との間に事業上の制約はなく、独自の経営判断により事業活動や経営上の決定を行っており、親会社から一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金（千円）	出資比率（%）	主要な事業内容
佐賀安全産業株式会社	10,000	100.0	各種建設工事、建設資材の販売、防災用品、産業安全衛生用品等の販売
株式会社旭友	25,000	100.0	同　　上
株式会社大邦興産	20,000	100.0	同　　上
株式会社ニチボー	50,000	100.0	地盤改良・法面保護工事、地質調査
大正工業株式会社	10,000	100.0	各種自動車の修理及び販売、杭打機の製造及び販売、ガードレール設置用土木建設機械の製造及び販売
西部保安ホールディングス株式会社	10,000	100.0	グループ会社の経営管理

(注)　2025年10月1日に株式会社西部保安、株式会社開発工業、光栄産業株式会社の企業価値の最大化、業務の効率化、ガバナンスの強化を図るために、経営管理に特化した子会社として西部保安ホールディングス株式会社を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成され、主要な事業内容は次のとおりであります。

なお、当社は、国土交通大臣から特定建設業及び一般建設業の許可を受け、建設業を営んでおります。

事業部門	主要な事業内容
建設事業	交通安全施設工事、法面工事、メンテ工事等の各種建設工事、 各種建設工事に関連する資材の販売、各種自動車の修理及び販売、杭打機の製造及び販売、ガードレール設置用土木建設機械の製造及び販売
防災安全事業	防災用品の販売、産業安全衛生用品等の販売 環境型自然土防草材の製造・販売

(8) 主要な拠点（2026年９月30日現在）

① 当社

本社　　福岡市東区馬出一丁目11番11号

営業所　福岡支店、北九州支店、佐賀支店、長崎支店、熊本支店、鹿児島支店、宮崎支店、大分支店、北九州防災支店、大分防災支店、木更津支店、関西支店

② 佐賀安全産業株式会社

本社　　佐賀県唐津市石志字二ノ坪3313番地１

③ 株式会社旭友

本社　　宮崎県宮崎市大字本郷北方字境田3041番地１

④ 株式会社大邦興産

本社　　熊本県熊本市東区戸島町920番地12

⑤ 株式会社ニチボー

本社　　福岡市南区清水3丁目5番22号

⑥ 大正工業株式会社

本社　　大阪市住之江区北加賀屋３丁目２番21号

⑦ 西部保安ホールディングス株式会社

本社　　福岡市博多区大字立花寺299番地

(9) 従業員の状況（2026年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
326名	11名減

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人員（35名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　令	平均勤続年数
男　　性	166名	2名減	47才　9か月	15年　3か月
女　　性	45名	―	39才 10か月	8年　8か月
合計又は平均	211名	2名減	46才　1か月	13年 10か月

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人員（20名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2026年９月30日現在）

当連結会計年度における主要な借入先については、特に記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2026年5月21日付にて株式会社麻生を割当先とする第三者割当増資を実施し、同社が当社普通株式5,425,500株を取得いたしました。これにより、同社は当社の筆頭株主かつ親会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　普通株式　18,000,000株
　　第１回優先株式　2,000,000株

(2) 発行済株式総数　普通株式　10,974,300株
　　（うち自己株式　144,854株）

(3) 期末株主数　普通株式　1,588名（前期末比　99名増）

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社麻生	5,425千株	50.10%
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	736	6.80
株式会社福岡銀行	245	2.26
日鉄建材株式会社	225	2.08
株式会社西日本シティ銀行	191	1.76
株式会社にしけい	188	1.74
大阪中小企業投資育成株式会社	134	1.24
株式会社スノーボールキャピタル	126	1.17
ＪＦＥ建材株式会社	123	1.14
株式会社山水製作所	121	1.12

（注）1. 当社は、自己株式144,854株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2026年5月21日付で、普通株式5,872,300株を第三者割当増資（株式会社麻生：5,425,500株、伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社：446,800株）し、普通株式の発行済み株式総数が10,974,300株となりました。
3. 2026年7月8日付で、完全子会社であった株式会社ＦＣＰ１８を吸収合併し、当社は、同社が所有していた当社第１回優先株式2,000,000株を取得し、同日付で消却しました。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年９月30日現在）

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
兼　田　智　仁	代表取締役社長CEO	
大　谷　友　昭	専務取締役（社長補佐・特命事項担当）	
濵　田　雄　幸	取締役管理部門長 CFO	管理部門長
宇　野　　耕	取締役	
松　田　豊　彦	取締役	マツダ・エグゼクティブ・パートナーズ株式会社 取締役
中　島　裕　慈	監査役（常勤）	株式会社ニチボー監査役
熊　谷　善　昭	監査役	徳永･松﨑･斉藤法律事務所マネージングパートナー弁護士 公益財団法人福岡労働衛生研究所理事 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会会長
児　玉　邦　康	監査役	如水監査法人代表社員 有限責任事業組合如水コンサルティング代表社員 如水税理士法人代表社員

（注）1. 取締役宇野耕及び松田豊彦の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役熊谷善昭及び児玉邦康の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役宇野耕、取締役松田豊彦、監査役熊谷善昭及び監査役児玉邦康の４氏は、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役熊谷善昭氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役児玉邦康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動
（1）新　任
2025年12月19日開催の第88期定時株主総会において、取締役については松田豊彦氏が選任され、就任し、また2025年12月19日開催の第88期定時株主総会において、監査役については中島裕慈氏が選任され、就任いたしました。
（2）退　任
2025年12月19日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、春山九州男氏は任期満了により取締役を退任しました。また、2025年12月19日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、前島顕吾氏は監査役を辞任いたしました。

(3) 異　動

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
濵　田　雄　幸	取締役 経営管理本部長 経営企画部長	取締役 管理部門長 CFO	2026年4月1日

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての役員（取締役及び監査役）とし、保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員としての業務に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の額	
			固定報酬	賞与
取　締　役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	95,105千円 (11,750千円)	74,621千円 (11,000千円)	20,484千円 (750千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	16,650千円 (6,250千円)	15,600千円 (6,000千円)	1,050千円 (250千円)
合　　計 (うち社外役員)	10名 (5名)	111,755千円 (18,000千円)	90,221千円 (17,000千円)	21,534千円 (1,000千円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1995年12月21日開催の第58期定時株主総会において月額12,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。
また、監査役の報酬限度額は、1995年12月21日開催の第58期定時株主総会において月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
2. 当事業年度末現在の人員は取締役5名、(うち社外取締役2名)、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長CEO兼田智仁氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長CEOが適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	宇野　耕	当期に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、これまで培った豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行しており、社外取締役としての役割を果たしております。
取締役	松田豊彦	2025年12月19日の就任以降に開催された取締役会16回の全てに出席し、これまで培った企業経営及び経営企画・財務等に関する豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行しており、社外取締役としての役割を果たしております。

② 社外監査役に関する事項

区　分	氏　名	主な活動状況
監査役	熊谷善昭	当期に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、弁護士として企業法務に関する高度な専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会に13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	児玉邦康	当期に開催された取締役会19回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会に13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③　重要な兼職先と当社の関係

・取締役宇野耕氏は、2026年５月まで株式会社KPMGFASのアドバイザーを務めておりましたが、同社と当社の間には特別の利害関係はありません。
・取締役松田豊彦氏は、マツダ・エグゼクティブ・パートナーズ株式会社の取締役を務めておりますが、同社と当社の間には特別の利害関係はありません。
・監査役熊谷善昭氏は、徳永・松﨑・斉藤法律事務所のマネージングパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しておりますが、同氏との間には、過去から現在に至るまで、顧問契約、コンサルティング契約等は一切ありません。また、同氏は公益財団法人福岡労働衛生研究所理事及び太宰府市情報公開・個人情報保護審議会会長を務めておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
・監査役児玉邦康氏は、如水監査法人の代表社員、有限責任事業組合如水コンサルティング代表社員及び如水税理士法人代表社員を務めておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

（1）名　　称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

区　　分	報 酬 額
①　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	51,232千円
②　公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
③　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	51,232千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

（3）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は経営理念である『環境にやさしく安全な社会の創造に向けてあくなき挑戦を続ける』のもと、法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ　コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定める。

② コンプライアンス体制の整備及び維持を図るため、コンプライアンス室を設置するとともに、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス室の担当者を直接の情報受領者とする内部者通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行う。

③ 取締役会は、直属組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の評価・チェックを定期的に行うとともに、事業年度ごとの法令等遵守に係る重点課題や活動計画をコンプライアンス・プログラムとして定め、グループ全体のコンプライアンス体制の着実な整備を行い、実効性を高める。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

また、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を設置し、各部署の日常的な業務状況の監査を実施するとともに監査役と連携し、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持するとともに閲覧対象者の制約を設ける。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクの把握と管理体制を構築するため「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

リスク管理に関する事項についてリスク管理委員会を設置し、月1回のリスク管理委員会を開催するほか、重要な個別事案については、都度取締役会に報告する。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について取締役会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職制規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

④ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、毎月当社及び子会社の取締役による協議を開催し、子会社における重要な事象について報告を義務付ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける職務分掌、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

（ニ）当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「カンリュウグループ　コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス室に報告するものとする。コンプライアンス室は直ちにコンプライアンス委員会及び監査役に報告を行うものとする。

また、当社グループは、当社グループの役職員が当社コンプライアンス室に対し直接通報が可能なコンプライアンス通報窓口を設置する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から、その職務を補助すべき使用人（監査役補助者）任命を要請された場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することで、取締役からの独立性を確保するものとし、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

⑧　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は業務執行に関する事項について、毎月1回開催される定例の取締役会にて当社監査役に報告するものとし、また、当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

さらに、当社は、社内報告体制に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

また、当社子会社の取締役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項及び法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。

⑨　監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社監査役へ報告を行った者に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社グループ会社の役職員に周知徹底する。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用については、監査役の請求に応じてこれを支出する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当者は、監査役監査及び会計監査人の相互連携を実施するものとし、内部監査を実施する監査室が、内部監査結果を監査役に報告する。

また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり監査役が必要とする場合は、内部監査部門に対して調査を求めることができる。

会計監査人により行われる監査及び監査講評時に監査役及び内部監査担当者が同席し、意見・情報の交換を行う。

さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるものとする。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「カンリュウグループ　コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」において、「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない」ことを定め、また、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、そうした勢力による被害を防止することに努めるものとする。

(4) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の構築・整備を推進する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めており、当事業年度の主な運用状況は次のとおりであります。

① 取締役会を１9回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決議し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するとともに、監査役は重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守状況について監査いたしました。

また、監査役は会計監査人及び監査室とも連携し定期的に会合するとともに、それぞれの監査情報の共有を行い監査の充実を図りました。

③ リスク管理委員会を12回開催し、報告されたリスクの情報共有に努めたほか、リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

④ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した内部監査計画に基づき関係会社を含めて内部監査及び内部統制評価を実施いたしました。

また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

⑤ 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、グループ会社の管理・支援の強化に取り組みました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**10,989,049**	**流動負債**	**4,320,477**
現金及び預金	5,873,427	支払手形及び工事未払金等	2,738,020
受取手形及び完成工事未収入金等	4,161,061	電子記録債務	732,408
電子記録債権	710,187	1年以内返済予定長期借入金	6,008
商品及び製品	155,418	未払金	92,937
仕掛品	18,020	未払法人税等	248,227
原材料及び貯蔵品	32,668	未成工事受入金	39,257
その他	38,265	賞与引当金	199,766
		役員賞与引当金	35,156
固定資産	**3,303,730**	株主優待引当金	4,800
(有形固定資産)	(**2,065,142**)	その他	223,894
建物及び構築物	753,243	**固定負債**	**221,209**
機械装置及び運搬具	79,269	長期借入金	3,634
土地	1,178,260	リース債務	70,129
リース資産	10,995	退職給付に係る負債	114,523
その他	43,372	その他	32,923
(無形固定資産)	(**725,706**)	**負債合計**	**4,541,687**
のれん	451,745	**純資産の部**	
顧客関連資産	119,222	**株主資本**	**9,573,163**
その他	154,739	**資本金**	**413,675**
(投資その他の資産)	(**512,881**)	**資本剰余金**	**500,000**
投資有価証券	325,876	**利益剰余金**	**8,716,298**
退職給付に係る資産	50,666	**自己株式**	**△56,810**
差入保証金	41,266	**その他の包括利益累計額**	**177,929**
繰延税金資産	67,332	**その他有価証券評価差額金**	**142,403**
その他	35,414	**退職給付に係る調整累計額**	**35,526**
貸倒引当金	△7,674	**純資産合計**	**9,751,092**
資産合計	**14,292,780**	**負債及び純資産合計**	**14,292,780**

連結損益計算書

（自 2025年10月 1 日
至 2026年 9 月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	10,340,827	
商品売上高	8,840,390	
製品売上高	235,673	19,416,892
売上原価		
完成工事原価	7,297,599	
商品売上原価	7,662,014	
製品売上原価	121,277	15,080,890
売上総利益		
完成工事総利益	3,043,228	
商品売上総利益	1,178,376	
製品売上総利益	114,396	**4,336,001**
販売費及び一般管理費		3,595,004
営業利益		**740,996**
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,575	
受取賃貸料	11,482	
受取手数料	18,558	
保険解約益	8,316	
その他	14,864	81,796
営業外費用		
支払利息	4,828	
支払手数料	54	
株式交付費	2,642	
その他	2,981	10,506
経常利益		**812,286**
特別利益		
固定資産売却益	13,970	
投資有価証券売却益	180,507	194,478
特別損失		
関係会社株式売却損	1,096	1,096
税金等調整前当期純利益		**1,005,668**
法人税、住民税及び事業税	422,984	
法人税等調整額	△37,546	385,438
当期純利益		**620,229**
親会社株主に帰属する当期純利益		**620,229**

連結株主資本等変動計算書

（自 2025年10月 1 日
至 2026年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**413,675**	**698,570**	**8,229,981**	**△56,810**	**9,285,416**
当期変動額					
新株の発行	3,030,106	3,030,106	－	－	6,060,213
資本金の減少	△3,030,106	3,030,106	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△118,185	－	△118,185
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	620,229	－	620,229
自己株式の取得	－	－	－	△6,274,510	△6,274,510
自己株式の消却	－	△6,274,510	－	6,274,510	－
その他資本剰余金の負の残高の振替	－	15,726	△15,726	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	**－**	**△198,570**	**486,317**	**－**	**287,747**
当期末残高	**413,675**	**500,000**	**8,716,298**	**△56,810**	**9,573,163**

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**248,623**	**△13,792**	**234,831**	**9,520,247**
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	6,060,213
資本金の減少	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△118,185
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	620,229
自己株式の取得	－	－	－	△6,274,510
自己株式の消却	－	－	－	－
その他資本剰余金の負の残高の振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△106,220	49,318	△56,901	△56,901
当期変動額合計	**△106,220**	**49,318**	**△56,901**	**230,845**
当期末残高	**142,403**	**35,526**	**177,929**	**9,751,092**

貸借対照表

(2026年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,152,883**	**流動負債**	**3,290,081**
現金及び預金	3,174,670	支払手形	13,416
受取手形	12,259	工事未払金	529,321
電子記録債権	637,226	買掛金	1,582,974
完成工事未収入金	1,704,281	電子記録債務	717,273
売掛金	1,455,554	リース債務	64,837
商品	110,872	未払金	77,700
製品	29,407	未払法人税等	26,799
貯蔵品	532	未払費用	30,661
その他	28,078	未成工事受入金	33,167
固定資産	**5,278,936**	賞与引当金	146,066
(有形固定資産)	**(1,897,076)**	役員賞与引当金	21,534
建物	707,705	株主優待引当金	4,800
構築物	24,350	その他	41,528
機械装置	9,578	**固定負債**	**197,459**
車両運搬具	4,309	リース債務	70,129
工具器具備品	27,201	退職給付引当金	119,640
土地	1,102,085	資産除去債務	7,689
リース資産	10,995	**負債合計**	**3,487,540**
建設仮勘定	10,850	**純資産の部**	
(無形固定資産)	**(147,768)**	**株主資本**	**8,809,533**
電話加入権	10,648	**資本金**	**413,675**
その他	137,120	**資本剰余金**	**500,000**
(投資その他の資産)	**(3,234,091)**	資本準備金	500,000
投資有価証券	281,187	**利益剰余金**	**7,952,668**
関係会社株式	2,842,023	その他利益剰余金	7,952,668
長期前払費用	1,044	繰越利益剰余金	7,952,668
差入保証金	10,887	**自己株式**	**△56,810**
破産更生債権等	4,104		
繰延税金資産	58,874	**評価・換算差額等**	**134,745**
前払年金費用	21,214	**その他有価証券評価差額金**	**134,745**
その他	22,428		
貸倒引当金	△7,674	**純資産合計**	**8,944,279**
資産合計	**12,431,820**	**負債及び純資産合計**	**12,431,820**

損　益　計　算　書

（自 2025年10月 1 日
至 2026年 9 月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	5,982,161	
商品売上高	8,172,869	
製品売上高	127,675	14,282,706
売上原価		
完成工事原価	4,459,801	
商品売上原価	7,023,928	
製品売上原価	78,434	11,562,164
売上総利益		
完成工事総利益	1,522,359	
商品売上総利益	1,148,940	
製品売上総利益	49,241	**2,720,541**
販売費及び一般管理費		2,620,921
営業利益		**99,620**
営業外収益		
受取利息及び配当金	189,011	
受取賃貸料	29,108	
受取手数料	54,330	
その他	7,567	280,018
営業外費用		
支払利息	4,667	
株式交付費	2,642	
その他	12	7,322
経常利益		**372,316**
特別利益		
固定資産売却益	7,999	
投資有価証券売却益	180,507	188,507
特別損失		
関係会社株式売却損	6,425	6,425
税引前当期純利益		**554,398**
法人税、住民税及び事業税	121,117	
法人税等調整額	2,883	124,000
当期純利益		**430,398**

株主資本等変動計算書

（自 2025年10月 1 日
至 2026年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当期首残高	**413,675**	**500,000**	**198,570**	**7,656,182**	**△56,810**	**8,711,617**
当期変動額						
新株の発行	3,030,106	3,030,106	－	－	－	6,060,213
資本金の減少	△3,030,106	－	3,030,106	－	－	－
資本準備金の減少	－	△3,030,106	3,030,106	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△118,185	－	△118,185
当期純利益	－	－	－	430,398	－	430,398
自己株式の取得	－	－	－	－	△6,274,510	△6,274,510
自己株式の消却	－	－	△6,274,510	－	6,274,510	－
その他資本剰余金の負の残高の振替	－	－	15,726	△15,726	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	**－**	**－**	**△198,570**	**296,486**	**－**	**97,915**
当期末残高	**413,675**	**500,000**	**－**	**7,952,668**	**△56,810**	**8,809,533**

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**242,257**	**242,257**	**8,953,874**
当期変動額			
新株の発行	－	－	6,060,213
資本金の減少	－	－	－
資本準備金の減少	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△118,185
当期純利益	－	－	430,398
自己株式の取得	－	－	△6,274,510
自己株式の消却	－	－	－
その他資本剰余金の負の残高の振替	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△107,511	△107,511	△107,511
当期変動額合計	**△107,511**	**△107,511**	**△9,595**
当期末残高	**134,745**	**134,745**	**8,944,279**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月20日

日本乾溜工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮本 義三

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小竹　昭

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本乾溜工業株式会社の２０２５年１０月１日から２０２６年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本乾溜工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月20日

日本乾溜工業株式会社
　取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮本 義三

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小竹　昭

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本乾溜工業株式会社の２０２５年１０月１日から２０２６年９月３０日までの第８９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月26日

日本乾溜工業株式会社　監査役会

監査役（常勤）　中島裕慈

監　査　役　熊谷善昭

監　査　役　児玉邦康

(注)　監査役 熊谷善昭及び監査役 児玉邦康は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図



会　　場

福岡市中央区天神二丁目２番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡
８階　彩雲の間
TEL 092-781-0211

交通のご案内

西鉄電車

西鉄福岡（天神）駅中央口から連絡口
（２、３F）

地 下 鉄

市営地下鉄空港線天神駅
６番出口から徒歩４分
市営地下鉄七隈線天神南駅
３番出口から徒歩４分

（お願い）
株主総会会場へはソラリアプラザビル１階より、エレベーターにてお越しください。
当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。
地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
UD FONT